三十六　下請中小企業振興法に基づく特定下請連携事業計画、中小企業等経営強化法に基づく社外高度人材活用新事業分野開拓計画、経営革新計画及び経営力向上計画、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に基づく農商工等連携事業計画並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく研究開発・成果利用事業計画に関する事務のうち、水道事業者、水道用水供給事業者、登録水質検査機関及び水道法第三十四条の二第二項の登録を受けた者並びに下水道処理施設維持管理業者及び下水道管路施設維持管理業者に係るものに関すること。

三十七　エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律及び地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく水道及び下水道に係る措置に関すること。

三十八　第三十五号から前号までに掲げるもののほか、水道に関することその他人の飲用に供する水の利用に関すること。

三十九　下水道処理施設維持管理業者の登録に関すること。

四十　下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条の二第一項に規定する流域別下水道整備総合計画の届出の受理に関すること。

四十一　流域水害対策計画（下水道に係る部分に限る。）の同意に関すること。

四十二　公共下水道、流域下水道及び都市下水路の管理に関する指導、監督及び助成に関すること。

四十三　（略）

２・３　（略）

（用地部の所掌事務）

第十二条　用地部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～五　（略）

六　下請中小企業振興法に基づく特定下請連携事業計画、中小企業等経営強化法に基づく社外高度人材活用新事業分野開拓計画、経営革新計画及び経営力向上計画、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に基づく農商工等連携事業計画並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく研究開発・成果利用事業計画に関する事務のうち、補償コンサルタントに係るものに関すること。

七　エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律及び地球温暖化対策の推進に関する法律の施行に関する事務のうち、補償コンサルタントに係るものに関すること。

八～十六　（略）

（建設業適正契約推進官）

第三十八条の二　建政部に、建設業適正契約推進官一人を置く。

２　（略）

（都市調整官）

第三十九条　（略）

２　都市調整官は、命を受けて、都市計画、土地区画整理事業、市街地再開発事業、都市公園その他の都市の整備、開発及び保全に関する事務（防災街区整備事業に関するもの及び住宅調整官が整理するものを除き、関東地方整備局、中部地方整備局、近畿地方整備局及び九州地方整備局にあっては公園調整官が整理するものを除く。）、防災街区整備事業（都市計画において定

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

三十五　（略）

２・３　（略）

（用地部の所掌事務）

第十二条　用地部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～五　（略）

（新設）

（新設）

六～十四　（略）

（建設業適正契約推進官）

第三十八条の二　建政部（四国地方整備局を除く。）に、建設業適正契約推進官一人を置く。

（都市調整官）

第三十九条　（略）

２　都市調整官は、命を受けて、都市計画、土地区画整理事業、市街地再開発事業、都市公園、下水道その他の都市の整備、開発及び保全に関する事務（防災街区整備事業に関するもの及び住宅調整官が整理するものを除き、関東地方整備局にあっては公園調整官及び下水道調整官が整理するものを、中部地方整備局、近畿地方整備局及び九州地方整備局にあっては公園調整官